

四、運営委員と紀要編集委員は兼任することができる。

五、会計委員のうち一名は運営委員の中から互選し、もう一名は

紀要編集委員の中から互選する。

(役員任期)

第九条 役員任期は次の通りとする。

一、会長は、歴史文化学科長在任中とする。

二、運営委員、紀要編集委員、会計委員は二年とする。ただし再任は妨げない。

(最高議決機関)

第十条 第一号会員による会議を本会の最高議決機関とし、本会則の改正はこの会議の議決によるものとする。

(会計年度)

第十一条 本会の会計年度は、四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

付則

一、本会の事務担当者を幹事と称し、本学歴史文化学科助手の中から、会長が委嘱する。

なお会長は、第二号及び第四号会員の中から、幹事の補助者(学生幹事と称する)を委嘱することができる。

二、本会への入会手続きおよび会費納入方法については別途定める。

三、本会則は平成十五年四月一日から施行する。

『昭和女子大学文化史研究』投稿規程

① 投稿資格は会員とします。

② 投稿は四〇〇字詰原稿用紙に換算して以下の枚数(図・表・注を含む)でお願いします。

論説(六〇枚以内) 研究ノート・資料紹介(三〇枚以内)

書評(一〇枚以内)

枚数をオーバーした場合は、その費用を著者に負担していただくことがあります。

投稿の際は、データを提出し、打ち出し原稿を添付してください。

い。

③ 図版・写真(モノクロ)の掲載は五点までとします。五点を超えた分についてはその費用を著者に負担していただきます。

④ 投稿に際しては八〇〇字程度の要旨を添付して下さい。なお、要旨は返却しません。

⑤ 投稿原稿には、英文の題名を添えて下さい。なお、論説に限り、二百ワードの外国語の要旨を付けることができます。

⑥ 掲載原稿の転載に関しては、必ず当学会の承諾を得て下さい。

⑦ 掲載原稿は、電子化およびインターネットでの公開を許諾したものと扱います。

なお、論文の採否・掲載順序等に関しては編集委員会におまかせ下さい。

昭和女子大学文化史学会役員

会長 菊池誠一

運営委員・紀要編集委員

菊池誠一 田畑久夫 木下 亮

大谷津早苗 小野寺拓也

会計委員 大谷津早苗 田畑久夫

編集後記

今冬は例年に豪雪で、鉄道・国道をはじめ各地で大きな被害が続出している。これも、近年世界で見られる異常気象と大いに関係するのであるうか。

今号は特に多くの玉論が投稿された。査読した結果、いずれも掲載可能であると判定された。まず掲載することに決まった会員に対して感謝の意を表したい。とりわけ今回は投稿数も多く、論文の専門分野も多岐にわたっている。多くの専門分野の会員がいるということは本誌の特色とでもいえるもので、次号も種々の専門分野からの投稿を切に期待している。

なお、本年3月31日をもって、本会員の先生方が5名御定年により退職されることになった。先生方の今後の御活躍を御祈り申しあげる。有力会員の御退職など、本誌も大きな転換期に差し向っていると思われるが、従来からの良き伝統を継承していきたいと考えて

いる。今以上の会員諸氏の御協力・支援を御願いする。

(H・T記)

執筆者紹介(掲載順)

山本 暉久 昭和女子大学教授

田畑 久夫 昭和女子大学教授

鶴岡 明美 昭和女子大学教授

遠藤 由紀子 昭和女子大学非常勤講師

大谷津 早苗 昭和女子大学教授

林 美禰子 相模人形芝居下中座座長

小泉 玲子 昭和女子大学教授

五関 美里 昭和女子大学生生活機構学専攻一年